

(4) 林家数、林業経営体数及び保有山林面積

ア 市町村別林家数及び林業経営体

管内	面積		林家数 (戸)	林業経営体数 (経営体)
	市町村			
秩父農林振興センター	秩父市		1,188	57
	横瀬町		196	49
	皆野町		411	12
	長瀬町		189	10
	小鹿野町		739	36
	小計		2,723	164
川越農林振興センター	川越市		174	9
	所沢市		188	4
	飯能市		615	71
	狭山市		113	2
	入間市		146	6
	富士見市		37	-
	坂戸市		53	-
	鶴ヶ島市		27	3
	日高市		209	25
	ふじみ野市		32	-
	三芳町		40	1
毛呂山町		137	10	
越生町		223	37	
小計		1,994	168	
寄居林業事務所	さいたま市		283	6
	川口市		139	5
	鴻巣市		32	-
	上尾市		68	1
	草加市		55	3
	蕨市		20	1
	戸田市		15	-
	朝霞市		13	-
	志木市		7	-
	和光市		14	-
	新座市		40	1
	桶川市		29	-
	北本市		18	1
	伊奈町		7	-
	東松山市		77	1
滑川町		108	3	
嵐山町		163	9	
小川町		313	37	
川島町		3	-	

管内	面積	林家数 (戸)	林業経営体数 (経営体)
	市町村		
寄居林業事務所	吉見町	19	-
	鳩山町	129	6
	ときがわ町	212	16
	東秩父村	196	26
	本庄市	144	9
	美里町	79	4
	神川町	87	11
	上里町	7	-
	熊谷市	106	3
	深谷市	68	1
	寄居町	218	20
	行田市	15	-
	加須市	13	-
	羽生市	8	-
	春日部市	55	1
	越谷市	83	-
	久喜市	34	-
	八潮市	27	-
	蓮田市	24	-
	宮代町	2	-
白岡市	11	1	
三郷市	49	1	
幸手市	8	-	
吉川市	-	-	
杉戸町	13	-	
松伏町	9	-	
	小計	3,020	167
	総計	7,737	499

注1) 2010年世界農林業サンセスによる。

注2) 林家:平成22年2月1日現在の保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

注3) 林業経営体:次のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 権原に基づいて、育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3ha以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。)
- (2) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。)